

『特定建設作業の種類』

●騒音規制法施行令

制定	S43. 11. 27政令324号
最終改正	H19. 11. 21政令339号

別表第2(騒令第2条関係)

1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びよう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。 )又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。 )を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。 )を使用する作業
7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。 )を使用する作業
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。 )を使用する作業

●振動規制法施行令

制定	S51. 10. 22政令280号
最終改正	H14. 12. 26政令397号

別表第2(振令第2条関係)

1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。 )又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。 )を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。 )
4	ブレーカー(手持式のものを除く。 )を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。 )

●四街道市公害防止条例施行規則

制定	S47. 12. 21規則28号
最終改正	H16. 2. 24規則4号

別表第3(第5条、第16条第1項)

1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。 )を使用する作業
2	びよう打機及びインパクトレンチを使用する作業
3	さく岩機(ブレーカーを除く。 )を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。 )
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。 )を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。 )
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。 )又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200kg以上のものに限る。 )を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。 )
6	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
7	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。 )
8	ブレーカー(手持式のものを除く。 )を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。 )
9	ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業
10	振動ローラーを使用する作業

備考 騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内で行われる同法第2条第3項に規定する特定建設作業及び振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内で行われる同法第2条第3項に規定する特定建設作業は除く。